

ひとり親家庭のお子さんの進学を応援します！

母子父子寡婦福祉資金

ひとり親家庭の母もしくは父または寡婦が扶養されているお子さんの進学に必要な資金の貸付を行います。



◇貸付を受けられる方

- ① ひとり親家庭の母または父で20歳未満の児童を扶養している方
(母子家庭または父子家庭)
- ② ひとり親家庭の母または父に扶養されている児童
- ③ かつて母子家庭の母であった方
(寡婦)
- ④ 寡婦に扶養されている子
- ⑤ 配偶者と死別または離別した40歳以上の配偶者のいない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の方

◇貸付金の種類(進学関係)

(1) 修学資金

- ・高校、高等専門学校、短大、大学、大学院または専修学校に修学させるために必要な資金
- ・貸付限度額は学校種別等によって決まります。

(例：国公立大学に自宅通学の場合 67,500円)

(2) 就学支度資金

- ・小学校、中学校、高校、高等専門学校、短大、大学、大学院または専修学校に修学させるために必要な資金

- ・貸付限度額は学校種別等によって決まります。

(例：国公立大学に自宅通学の場合 370,000円)

●問合せ

- ・うきは市福祉事務所

Tel 7534961

- ・北筑後保険福祉環境事務所

Tel 094233031072

健康寿命を延ばすことを目指して

「集いの場」始まっています



各地域ですすめている集いの場の活動・情報についてお知らせしています。

集いの場の支援について

地域の身近なところに介護予防に取り組める場を増やし、年齢を重ねても健康維持増進を図るために、住民主体で介護予防に取り組む団体等へ必要があれば支援をしています。各地域で実施されている集いの場ですが、なかなか地域だけでは継続して実施することが難しい面もあるかもしれません。今回は、集いの場のさまざまな支援内容についてお知らせします。

○介護予防サポーターによる支援

市が養成した介護予防サポーターが地域の集いの場をサポートします。養成講座はどなたでも受講できます。「集いの場をはじめたい」という地域の代表者が受講し、地域に情報を持ち帰って活用するという方法もよいでしょう。サポーター活動は自身の健康づくりにつながっているようです。

○地域介護予防活動支援事業補助金

会場の光熱費や運営に必要な経費など、月4千円を上限に補助します。要項は次のとおり

- ・週1回以上(年間42回以上)実施。1回当たり2時間以上またはこれに相当する実施時間。
- ・高齢者の平均利用者が5人以上。
- ・他の補助金との併用不可。等

○各種講話等の実施

集いの場を継続することを目的に、専門職等による各種講話(日程の調整が必要)を実施しています。

内容は、体力測定、介護予防・栄養・口腔機能・認知症についての話、薬剤師による話等です。

●問合せ

保健課地域包括支援係

Tel 7534105

